

**静岡県告示第814号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年11月17日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月17日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三島富士線	沼津市大岡字米之内3412番の5から 沼津市大岡字松林3750番の9まで	平成29年11月17日

=====

**静岡県告示第815号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年11月17日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月17日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
足高三枚橋線	沼津市足高字尾上276番の33から 沼津市足高字尾上322番の242まで	平成29年11月17日